

# 鳥屋野潟整備実施計画検討委員会設置要領(案)

## (趣旨)

第1条 本要領は、鳥屋野潟整備実施計画検討要綱（平成24年7月31日施行）に基づいて設置する「鳥屋野潟整備実施計画検討委員会（以下「委員会」という。）」に関して、必要な事項を定める。

## (委員会の目的)

第2条 委員会は、鳥屋野潟総合整備推進行政連絡会議整備推進部会（以下「部会」という。）が策定する、鳥屋野潟整備実施計画（案）（以下「実施計画（案）」という。）について、河川、環境等の有識者や鳥屋野潟漁業協同組合代表、新潟市中央区自治協議会代表が意見を述べることを目的とする。

## (委員会の検討事項)

第3条 委員会は、実施計画（案）における、次の事項について検討する。

- (1) 湖岸堤の基本設計（形状など）
- (2) 湖岸堤の基本設計と関連計画（公園計画、市道計画、周辺利用計画）との整合
- (3) 現状の自然環境や動植物への配慮

## (委員会の委員及び組織)

第4条 委員会は、部会長が依頼する委員によって構成する。

- 2 委員の任期は、就任の日から委員会の目的が達成されたときまでとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。
- 4 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議の開催)

第5条 委員会の会議は、部会長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第6条 委員会の会議は、原則として公開する。

- 2 委員会の会議配付資料は、新潟県ホームページに公開することを原則とする。
- 3 委員会の会議における議事要旨及び議事録については、あらかじめ委員に確認のうえ、発言者氏名を除いたものを新潟県ホームページに公開するものとする。

**(事務局)**

第7条 委員会の事務局構成は次のとおりとし、新潟県土木部河川整備課が代表する。

国土交通省：北陸地方整備局企画部企画課

新潟県：土木部河川整備課、土木部河川管理課、土木部都市局都市整備課、土木部都市局都市政策課、土木部用地・土地利用課、県民生活・環境部環境企画課、新潟地域振興局地域整備部

新潟市：都市政策部都市計画課、都市政策部市街地整備課、土木部土木総務課、土木部道路計画課、土木部公園水辺課、下水道部下水道計画課、環境部環境政策課

亀田郷土地改良区：企画課

**(補則)**

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**(附則)**

この要領は、平成24年 月 日から施行する。